

議案第18号

西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市上下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市上下水道事業審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

部の名称変更に伴い、関係条例を整備する必要があるため。

西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市上下水道事業審議会条例の一部を改正する条例

(西脇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市水道事業の設置等に関する条例（平成17年西脇市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「上下水道部」を「建設水道部」に改める。

(西脇市上下水道事業審議会条例の一部改正)

第2条 西脇市上下水道事業審議会条例（平成21年西脇市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「上下水道部」を「建設水道部」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。